

INFORMATION

本庁 328-8686 万町9-25 21-2316 FAX21-2673

大平総合支所 329-4492 大平町富田558 43-9205 FAX43-8818

藤岡総合支所 323-1192 藤岡町藤岡1022-5 62-0900 FAX62-4625

都賀総合支所 328-0192 都賀町家中5982-1 29-1100 FAX28-0169

西方総合支所 322-0692 西方町本城1 92-0300 FAX92-2611

岩舟総合支所 329-4392 岩舟町静5133-1 55-7751 FAX55-4910

休日にお困りの時は 本庁日直 ☎(22)3535

お知らせ

栃木市路上喫煙マナーアップ推進条例に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、路上喫煙マナーアップを推進するため、このたび「栃木市路上喫煙マナーアップ推進条例」の素案をとりまとめました。この素案に対する皆さんの意見等をお寄せください。

対象

- ・ 市内在住、在勤、在学の方
・ 市内に事業所等を有する個人、法人等
・ 市税の納税義務者
・ 本市施策に利害関係を有する方

閲覧期間

7月14日(金)まで

閲覧場所

環境課(本庁舎2階)、市政情報センター(同4階)、各総合支所市民生活課、市ホームページ

提出方法

意見書書式(市ホームページに掲載)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。 ※7月14日(金)必着

直接提出

環境課窓口(平日8時30分~17時15分)

郵送

〒328-8686 (住所不要) 栃木市環境課あて

その他

提出された意見等は後日公表します。(住所・

氏名等は非公表) 意見に対する個別回答はしません。

環境課 ☎(21)2141 後期高齢者 ☎(21)2137 国民健康保険 ☎(21)2131

70歳以上の方の高額療養費制度を見直します

高額な医療費がかかる方の軽減負担のための高額療養費制度のうち、70歳以上の方の高額療養費の上限額が、8月より左表のとおり変わります。

Table with 2 columns: 7月まで, 8月から. Rows: 適用区分, 現役並み, 一般, 低所得者II, 低所得者I. Columns: 外來(個人ごと), 外來+入院(世帯ごと).

Table with 2 columns: 7月まで, 8月から. Rows: 適用区分, 現役並み, 一般, 低所得者II, 低所得者I. Columns: 外來(個人ごと), 外來+入院(世帯ごと).

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合4回目から「多数回」該当と

栃木市敬老会事業補助金

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を、市民の皆さんと共に祝いするため、各地域で開催する敬老会の主催団体に、経費の一部を助成します。

対象

- 敬老会を主催する自治会等
補助金額 4月1日現在で当該地域に在住し、平成30年3月31日までに80歳以上になる方の数に千円を乗じた額

申請方法

申請書・請求書を8月10日(木)までに問合先へ提出

振込予定日

9月6日(水)

※申請は締切日以降も受け付けます。

補助金の振込は9月6日以降になります。

地域包括ケア推進課 ☎(21)2249

各総合支所市民生活課窓口

国民年金保険料免除申請

平成29年7月~平成30年6月までの国民年金保険料の免除申請は、7月3日(月)から受付を開始します。学生以外の第1号被保険者で、前年の所得が一定基準以下の場合には、保険料の全額免除・一部免除又は納付猶予(50歳未満の方を対象)を受けることができます。退職(失業)され

た方の所得を審査対象から除外する失業による特例免除の制度もあります。申請に必要なもの

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料通知書の送付

納税(入)通知書 対象 保険税(料)を普通徴収(納付書・口座振替)で納める方(10月から特別徴収(年金からの引落とし)が始まる方を含む)

送付時期

7月14日(金) ※第1期の納期限は7月31日(月)です。

特別徴収開始通知書

対象 特別徴収(年金からの引落とし)で納める方(10月から特別徴収に切り替わる方を含む)

送付時期

8月31日(木) ※来年度4・6・8月の保険税(料)もお知らせします。

変更納税(入)通知書

対象 7月以降に、国民健康保険に加入する方、65歳の誕生日を迎える(介護保険)、75歳の誕生日を迎える方(後期高齢者医療保険)

送付時期

おおよび加入手続

きした月(または誕生日)の翌月からの引落としを希望しない方は、口座振替に変更できる場合があります(介護保険料を除く)。振替口座の通帳と通帳の届出印をお持ちのうえ、問合先で手続きください。

※本人の所得のほか、世帯主(納付猶予は除く)、配偶者の所得も審査対象です。

※平成28年度に全額免除・納付猶予が承認され、翌年度以降も引き続き同じ免除申請を継続申請している場合、手続き不要です。

申請先

保険医療課、各総合支所市民生活課

問 保険医療課 ☎(21)2134

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料通知書の送付

納税(入)通知書 対象 保険税(料)を普通徴収(納付書・口座振替)で納める方(10月から特別徴収(年金からの引落とし)が始まる方を含む)

送付時期

7月14日(金) ※第1期の納期限は7月31日(月)です。

特別徴収開始通知書

対象 特別徴収(年金からの引落とし)で納める方(10月から特別徴収に切り替わる方を含む)

送付時期

8月31日(木) ※来年度4・6・8月の保険税(料)もお知らせします。

変更納税(入)通知書

対象 7月以降に、国民健康保険に加入する方、65歳の誕生日を迎える(介護保険)、75歳の誕生日を迎える方(後期高齢者医療保険)

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

送付時期

おおよび加入手続

8月から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

世帯の全員が住民税非課税の場合は、診療を受ける際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、入院時の食事が減額になります。該当する方は、問合先窓口で申請してください。

75歳の誕生日を迎える方へ

75歳の誕生日から、それまでの健康保険を抜けて後期高齢者医療制度の被保険者となります。75歳の誕生日前に「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します。保険料の通知は誕生日の翌月以降に郵送します。

問 保険医療課 ☎(21)2137

介護サービス利用者の方へ

地域包括ケア推進課からのお知らせ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ

介護サービス利用者の方へ



市消防本部 119番通報

メール・FAXによる

119番通報

市消防本部

通信指令センター

では、耳や言葉の自由な方も安心して緊急通報ができるよう、メールやFAXでの119番緊急通報を受け付けています(※対応は市内に限ります)。

対象 市内に在住・通勤・通学している耳や言葉の自由な方

メール通報の手順 まず事前に、専用の登録用紙(市消防本部ホームページまたは問合先にあり)に必要事項を記入し、問合先に郵送またはFAXで登録をしてください。消防車や救急車を要請する場合は、住所・氏名など必要事項を添付し、所定のメールアドレス宛に送信してください。

FAX通報の手順 消防緊急通報FAX用紙(市消防本部ホームページまたは市消防署、各分署、障がい福祉課、各総合支所市民生活課の窓口)に必要事項を記入して、119番にダイヤル後、FAXで送信してください。

問 市消防本部通信指令課 ☎(22)0119 (音声ガイダンス後6番) FAX(23)6562